

(別紙4)

留 意 事 項

受講希望者の推薦に当たっては、次の点に御留意くださるようお願いいたします。

- (1) 受講対象の学芸担当職員は、美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館に勤務する者とする。
- (2) 文化庁が実施する他の研修会〔歴史民俗資料館等専門職員研修、指定文化財（美術工芸品）企画・展示セミナー〕、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所が実施する博物館美術館等の保存担当学芸員研修、及び独立行政法人国立美術館が実施する美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修の受講希望者と調整し推薦すること。
- (3) 前後期の全課程を通じて受講可能な者であること。